

経 済 産 業 省

保局第 号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五十六条の四の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 年 月 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（20260507保局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 年経済産業省令第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

改 正 後	改 正 前
制定 20260507 保局第4号 令和8年 6月 1日 改正 保局第 号 令和 年 月 日 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について 1. ～3. (略) 別添1・2 (略) 別添3 火薬類取締法施行規則関係例示基準 (消費) (略) 施行規則第51条第6号～施行規則第56条の3の2第27号 (略) 施行規則第56条の4第1項第6号 <u>六 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。</u> ●<u>施行規則第56条の4第1項第6号に規定する「消火用水を備える等消火のための準備」とは、消火用水を備える水バケツ又は消火器その他の消火設備の準備をすることとする。</u> 施行規則第56条の4第3項第3号 (略) 施行規則第56条の4第4項第1号の2 <u>一の二 煙火の消費場所において無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。第四号の二において同じ。）が飛行する場合には、煙火の消費者は当該無人航空機と煙火</u>	制定 20260507 保局第4号 令和8年 6月 1日 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について 1. ～3. (略) 別添1・2 (略) 別添3 火薬類取締法施行規則関係例示基準 (消費) (略) 施行規則第51条第6号～施行規則第56条の3の2第27号 (略) (新設) 施行規則第56条の4第3項第3号 (略) (新設)

との衝突による危害を防止するための措置を講ずるとともに、無人航空機であって煙火を取り付けたものを飛行させる場合には、前号の規定によるほか、当該無人航空機を飛行させる空域は、当該無人航空機の種類及び重量、当該無人航空機の飛行の高度及び速度、当該無人航空機に取り付けた煙火の種類及び重量並びに通常想定される最大風速に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。

●施行規則第56条の4第4項第1号の2に規定する「無人航空機と煙火との衝突による危害を防止するための措置」とは、次の基準によるものとする。

1. 煙火の消費者は煙火の消費者その他関係人（以下「煙火の消費者等」という。）以外の者が煙火の消費場所において無人航空機を飛行させないよう事前に周知すること。

2. 煙火の消費者等が煙火の消費場所において無人航空機を飛行させる場合には、次の基準によること。

イ 無人航空機と打ち揚げられた煙火との衝突による当該煙火の異常な飛翔（異常飛翔）、構成部品の危険な状態での落下（部品落下）その他のこれらに類する事象による危害のおそれがある区域をあらかじめ設定すること。

ロ イの危害のおそれがある区域への通路に見張人の配置等を行い、その他現場に応じた適切な方法により煙火の消費者等のほかの立入りを制限すること。なお、ロボット、センシング又はAI等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。

（1）危害のおそれがある区域の内部に煙火の消費者等のほかの人が立ち入らないよう監視し、必要に応じ警告することができるもの。

（2）煙火の消費に影響を及ぼすおそれが想定される事象を排除することができるもの。

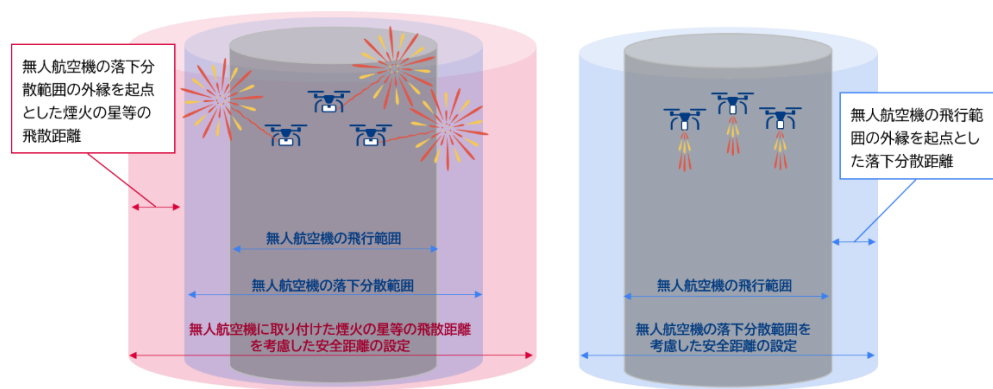
（3）緊急時に必要な通報を速やかに行うことができるもの。

（※）危害のおそれがある区域の設定にあたっては、申請者が当該区域の設定の方法及び根拠を都道府県又は指定都市に提示し説明すること。

(※) ロボット、センシング又はA I 等のデジタル技術を活用する場合にあっては、デジタル技術の活用により火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないよう適切な措置を講ずること。

●施行規則第56条の4第4項第1号の2に規定する「通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離」とは、煙火を取り付けた無人航空機を飛行させる空域の外縁を起点として、当該無人航空機の種類及び重量、当該無人航空機の飛行の高度及び速度、通常想定される最大風速及び風向等を踏まえた当該無人航空機の落下分散範囲を算出した上で、当該落下分散範囲から当該無人航空機に取り付けた煙火の種類及び重量等を踏まえた星等の飛散距離を算出し、設定するものとする（左図）。ただし、炎管を使用する仕掛煙火又は演出効果用煙火を取り付けた無人航空機を飛行させる場合には、星等の飛散距離の計算を省略し、当該落下分散範囲をもって設定できるものとする（右図）。

煙火を取り付けた無人航空機を飛行させる場合の安全な距離の一例



(※) 安全な距離の設定にあたっては、申請者が当該距離の設定の方法及び根拠を都道府県又は指定都市に提示し説明すること。

施行規則第56条の4第4項第4号

(新設)

四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒に蓋をし、又は覆いをする等の消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずるとともに、当該打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをする。

●施行規則第56条の4第4項第4号に規定する「消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置」とは、打揚筒内の煙火が露出しないよう打揚筒に当該煙火の打揚げに支障がない材質及び構造の蓋又は覆いをすることとする。ただし、煙火を打ち揚げる場合であって、投げ込み方式、早打ち方式又は振り込み方式による直接点火を行う場合は、この限りでない。

施行規則第56条の4第4項第4号の2

四の二 無人航空機であって煙火を取り付けたものを飛行させる場合には、当該無人航空機の墜落又は当該無人航空機に取り付けた煙火の落下による危害を防止するための措置を講ずるとともに、当該無人航空機に取り付けた煙火に蓋をし、又は覆いをする等の消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。

●施行規則第56条の4第4項第4号の2に規定する「無人航空機に取り付けた煙火の落下による危害を防止するための措置」とは、次の基準によるものとする。

1. 煙火が無人航空機の機体に確実に固定され、振動又は衝撃により落下しない機構であること。
2. 必要な数量を超える煙火を取り付けないこと。
3. 安全な飛行を損なうおそれがある種類の煙火を取り付けないこと。
4. 安全な飛行を損なうおそれがある煙火の取り付け方をしないこと。

●施行規則第56条の4第4項第4号の2に規定する「消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置」とは、次のいずれかの基準によるものとする。

(新設)

<u>る。ただし、無人航空機に取り付けた煙火を消費する方向が下向きであつて、消費中の他の煙火の火の粉等により着火するおそれがないときは、この限りでない。</u> <u>1. 無人航空機に取り付けた煙火が露出しないよう筒等に当該煙火の消費に支障がない材質及び構造の蓋又は覆いをすること。</u> <u>2. 無人航空機に取り付けた煙火が露出しないよう当該煙火の消費に支障がない材質及び構造の装備品に収納すること。</u> <u>施行規則第56条の4第4項第4号の3</u> 四の三 <u>前二号に掲げるもののほか、消費中の煙火の火の粉等により火災が発生するおそれがある場合には、あらかじめ打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の付近の火災を防止するための措置を講ずること。</u>	(新設)
●<u>施行規則第56条の4第4項第4号の3に規定する「消費中の煙火の火の粉等により火災が発生するおそれがある場合」とは、打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の周辺に下草、落葉又は落枝その他の燃えやすいものがあり、消費中の煙火の火の粉等によりこれらに着火し火災が発生するおそれがある場合とする。</u> ●<u>施行規則第56条の4第4項第4号の3に規定する「火災を防止するための措置」とは、同条第1項第6号に規定する消火用水を備える等消火のための準備に加え、次の基準によるものとする。</u> <u>1. あらかじめ打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の周辺に散水し、煙火の消費中に火災が発生するおそれが生じた場合にあっては、当該おそれのある場所に追加の散水を行うこと。</u> <u>2. 1. の散水に加え、必要に応じて打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の周辺の草刈りを行うこと。</u> <u>施行規則第56条の4第4項第17号</u>	(新設)

十七 上空に打ち揚げ開かせようとする煙火が点火後上空で開かず、打揚筒内又は地表若しくは水面（これらに近接する上空を含む。）で開く等の危険を及ぼす事象が発生した場合には、他の煙火の消費を中断し、危険がないことを確認すること。

●施行規則第56条の4第4項第17号に規定する「危険を及ぼす事象が発生した場合」とは、煙火が打揚筒内で開くこと（以下「筒ばね」という。）、煙火が上空で開かず地表若しくは水面に落下し開くこと（以下それぞれ「地上開発」又は「水上開発」という。）又は近接する上空で開くこと（以下「低空開発」という。）等の危険を及ぼす事象が発生した場合とする。

●施行規則第56条の4第4項第17号に規定する「他の煙火の消費を中断し、危険がないことを確認すること」とは、次の基準によるものとする。

1. 他の煙火の消費を一時中断すること。
2. 周辺に設置された打揚筒に危険を及ぼし、火災が発生する等の危険のおそれがないことを点検すること。
3. 他の煙火の消費を再開する場合には、2. の点検を行い、筒ばね、地上開発、水上開発又は低空開発等の危険を及ぼす事象が再び発生するおそれがないことを確認した上で、再開の決定を行うこと。

施行規則第56条の4第5項第1号～施行規則第56条の4第5項第10号（略）

施行規則第56条の4第5項第12号

十二 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。

●施行規則第56条の4第5項第12号に規定する「誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置」とは、次の基準によるも

施行規則第56条の4第5項第1号～施行規則第56条の4第5項第10号（略）

（新設）

<u>のとする。</u> <u>1. 無線を用いた点火回路は、煙火の消費場所及びその周辺で通常使用されている周波数と異なる周波数のものを使用すること。</u> <u>2. 無線を用いた点火回路は、煙火の消費場所及びその周辺で飛行する無人航空機の操縦、画像伝送及びデータ伝送に使用される周波数と異なる周波数のものを使用すること。</u> <u>施行規則第56条の4第7項第9号</u> <u>九 煙火を投げ、又は発射した後、火災の発生するおそれが生じた場合には、消費場所の付近の火災を防止するための措置を講ずること。</u> <u>●施行規則第56条の4第7項第9号に規定する「火災を防止するための措置」とは、散水することとする。</u> 別添4・5 (略)	(新設) 別添4・5 (略)
---	------------------------------